
令和8年分

扶養親族等申告書 についてのQ & A

地方職員共済組合
年金部年金相談課調査係

目 次

○ よくある質問

- 問1 扶養親族等申告書を提出しなかった場合は、どうなりますか。……………1
- 問2 受給者が亡くなっている場合、扶養親族等申告書はどうすればよいですか。…1
- 問3 道府県庁を退職後、現在就職しています。扶養親族等申告書を出す必要がありますか。……………1
- (類問) 現在勤務していますが、来年の3月で退職し、その後無職になる予定です。扶養親族等申告書はどのようにしたらよいでしょうか。
- 問4 私には扶養親族等がいませんが、提出の必要はありますか。……………2
- 問5 昨年申告した扶養親族等の申告内容に変更はありませんが、提出しなければなりませんか。……………2
- 問6 「変更なし」に該当しますが、誤って扶養親族等を記入してしまいました。どうしたらよいですか。……………3
- 問7 扶養していた母が今年の6月に亡くなりましたが、今回の扶養親族等申告書はどのように記入すればよいですか。……………3

○ 基本的な質問

- 問8 扶養親族等申告書とは、どのような手続の書類ですか。……………5
- 問9 扶養親族等申告書の送付対象者は、どのような方ですか。……………5
- 問10 この扶養親族等申告書を提出しても、確定申告は必要ですか。……………6
- 問11 私の扶養親族等は、昨年と変わらないのですが、あらかじめ「変更あり」に線を印字してあるのはなぜですか。……………6

- 問12 扶養親族等申告書の¹「令和7年の扶養親族等の内訳」欄が全て「*」で印字されているのはなぜですか。……………7
- 問13 扶養親族等申告書の¹「令和7年の扶養親族等の内訳」欄の控除対象配偶者が「2」と印字されているのはなぜですか。……………7
- 問14 今回申告した内容を、確認することはできますか。……………7
- 問15 配偶者は72歳ですが、扶養親族等申告書の¹「令和7年の扶養親族等の内訳」欄の控除対象配偶者が「1」と印字されています。なぜですか。……………8
- 問16 提出期限に間に合わないときは、どのようにすればよいですか。……………8

○ 扶養親族等申告書の記入について

- 問17 扶養親族等申告書を提出した後に申告内容に変更があった場合は、どのようにすればよいですか。……………9
- 問18 扶養親族等申告書の提出を取り下げたい（未提出扱いにする）のですが、どのようにすればよいですか。……………9
- 問19 受給者が高齢のため、長男が代筆してもよいでしょうか。また、その旨を記載する必要はありますか。……………9
- 問20 「提出年月日」には、いつの日付を記入すればよいですか。……………10
- 問21 配偶者と母を扶養しています。令和7年分の申告内容欄には、控除対象配偶者欄と老人控除対象扶養親族欄に「1」と印字されています。ところが、申告書の⁶源泉控除対象配偶者欄に妻の名前は印字されていますが、⁷源泉控除対象親族欄に母の名前が印字されていません。
名前が印字されていないのはなぜでしょうか。印字されるようにするにはどうしたらいいのでしょうか。……………10
- （更問）父を扶養しています。⁷源泉控除対象親族欄に父の名前が印字されていますが、漢字が誤っています。訂正するにはどのように記入すればよいのでしょうか。

○ 控除対象となる配偶者の要件について

問22 令和7年の税制改正により、控除対象となる配偶者の要件はどのように変更となったのですか。……………12

○ 控除対象扶養親族等について

問23 私の年間所得見積額は900万円以下であり、私の妻は62歳で、パートの収入が年額200万円程です。また、90歳になる母は遺族年金を160万円程受給しておりますが、どちらも源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族となりますか。……………12

問24 源泉控除対象配偶者に年金以外にも所得がある場合、「所得見積額」の欄は、どのように記入すればよいですか。
また、各種の所得合計額から「退職所得を除いた金額」を記載する欄が設けられていますが、これはどのような意味があるのでしょうか。……………13

＜参考事例＞

問 64歳の妻が、老齢厚生年金（年額80万円）を受給していますが、ほかに給与と収入（年額90万円）もあります。妻を私の年金の源泉控除対象配偶者として申告することができますか。

（更問）源泉控除対象配偶者の令和7年の所得見積額は68万円（給与のみ）でした。令和8年は72万円（給与のみ）となる見込みです。引き続き源泉控除対象配偶者となりますので、扶養親族等申告書は「変更なし」として提出してよいですか。

問25 夫婦で年金を受けています。この度、夫婦それぞれに扶養親族等申告書が送付されてきましたが、このとき子をそれぞれの扶養控除の対象とすることはできますか。……………16

問26 大学生の子を扶養していますが、来春に就職する予定です。どのように申告すればよいですか。……………16

○ 障害者控除について

問27 扶養親族の子が障害基礎年金を受け取っていますが、障害者手帳はなく、市から

の認定書などありません。障害者控除は申告できますか。……………17

問28 介護保険法の要介護認定を受けましたが、障害者控除の適用を受けることはできますか。(パーキンソン病に該当しますが、障害者控除の適用を受けることはできますか。)……………17

問29 特定医療費(指定難病)受給者証を持っています。障害者控除の適用を受けることはできますか。……………18

問30 成年被後見人は、所得税法上、特別障害者として障害者控除を受けることができますか。……………18

○ 寡婦(ひとり親)控除について

問31 私には会社に勤めている子がおり、子の年間所得見積額は300万円です。令和7年8月に妻が亡くなりましたが、私は所得税法上のひとり親控除に該当しますか。……………19

問32 受給者である私は、夫と死別後その事業を引継ぎ、子を青色事業専従者(フリーまたは個人事業主の親族従業員(年間所得見積額は58万円以下))としています。私の本年分の年間所得見積額は600万円ですが、寡婦控除またはひとり親控除に該当しますか。

なお、私にはこの子以外の子及び扶養親族はおりません。また、子は独身で他の人の源泉控除対象親族になっておりません。……………20

○ 個人番号(マイナンバー)関係について

問33 扶養親族等申告書に記入する個人番号(マイナンバー)は、どのように確認すればよいですか。……………21

問34 個人番号(マイナンバー)を記入しないで提出した場合はどうなるのですか。…22

○ その他

- 問35 令和7年分の源泉徴収票はいつ発送されますか。……………23
- 問36 毎年扶養親族等申告書を提出していましたが、今年は申告書が届いていません。
なぜですか。……………23
- 問37 令和7年の税制改正について教えてください。……………23
- (更問) 扶養している36歳の子の令和7年分の所得額が53万円になりそうです。税制改正により控除対象配偶者に該当すると思うのですが、手続きはどのように行えばよいですか。
- (更問) 令和7年分の扶養親族等申告書の申告内容が間違っていた場合、税制改正に伴う還付額に影響はありますか。
- 問38 現時点での還付予定額を教えてください。……………24
- 問39 手引きに源泉所得税額の計算方法が載っていないので、源泉所得税額の計算方法を教えてください。……………24
- 問40 申告用紙が返信用封筒に入ません。……………26

○ よくある質問

問1 扶養親族等申告書を提出しなかった場合は、どうなりますか。

答 年金の支給額から公的年金等控除額を含む基礎的控除額を控除した上で、5.105%の所得税を源泉徴収して年金をお支払いすることとなります。

この場合、本来、障害者控除や寡婦控除等を受ける希望がある方は、年金から源泉徴収する所得税が高くなり、支給額が少なくなりますので、確定申告で所得税の精算を行ってください。

なお、令和元年の税制改正により、単身で、ほかに障害者控除や寡婦控除等を受けない方は、扶養親族等申告書を提出された場合と提出されなかった場合で所得税率に差がなくなったため、当共済組合の年金について「扶養親族等申告書」をご提出いただく必要はありません。

◇扶養親族等申告書の提出がない場合の源泉徴収税額の計算

= (各支給期の支給額－基礎的控除) × 5.105% (税率5% × 102.1%※)

※ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年12月2日法律第117号）に基づき、平成25年から令和19年までの各年分の所得税に対して2.1%の復興特別所得税が加算されています。

問2 受給者が亡くなっている場合、扶養親族等申告書はどうすればよいですか。

答 既にお亡くなりになられている場合は、扶養親族等申告書の提出は不要です。

なお、受給者の死亡の手続きをしていない場合は、すみやかに当共済組合の年金相談窓口（電話：03-3261-9850）に連絡してください。

問3 道府県庁を退職後、現在就職しています。扶養親族等申告書を出す必要がありますか。

答 提出は不要です。

会社等に勤務されており、給与から所得税を源泉徴収されている場合には、勤務先において各種控除（配偶者控除、扶養控除及び受給者本人に係る障害者控除等）を受けることができますので、年金に係る「扶養親族等申告書」をご提出いただく必要はありません。

なお、基礎控除については扶養親族等申告書の提出の有無にかかわらず、双方から控除され、二重控除となるため、後日、確定申告により税の精算が必要となる場合があります。詳しくは、お近くの税務署にご確認ください。

(類問) 現在勤務していますが、来年の3月で退職し、その後無職になる予定です。
扶養親族等申告書はどのようにしたらよいでしょうか。

答 年金についての扶養親族等申告書は、今回は提出せずに、退職後に現在お持ちの「令和8年分の扶養親族等申告書」を当共済組合に提出してください。なお、令和8年3月以降に提出する場合は、今回お送りした返信用封筒(送付先が東京都荒川区のもの)は使用せず、当共済組合の年金相談課調査係(〒102-8601 千代田区平河町2-4-9)に送付してください。

また、令和8年分の扶養親族等申告書を提出せずに、確定申告で所得税の精算を行うこともできます(確定申告を行った際に最終的に納付する所得税額は同じです)。

※ 就職先を退職し、所得が年金収入のみになった場合は、随時、扶養親族等申告書の提出を受け付けます。

問4 私には扶養親族等がいませんが、提出の必要はありますか。

答 扶養親族がおらず、他にご本人に係る障害者控除や寡婦控除等に該当しない場合は、提出は不要です。

なお、ご本人が所得税法上の障害の状態に該当する場合や寡婦等の場合は、障害者控除や寡婦控除等が受けられますので、提出してください。

問5 昨年申告した扶養親族等の申告内容に変更はありませんが、提出しなければなりませんか。

答 扶養親族がいる場合またはご本人の障害者控除等がある場合は、昨年の申告内容から変更がなくとも、年金から所得控除を受けるために提出が必要です。

昨年の申告内容と変更がない場合で、個人番号(マイナンバー・12桁)欄に「***申告済*****」と表示されている方は、1の「変更なし」に斜線を引き、2を記入して提出してください。この場合、3から8までの扶養親族等の状況を記入する必要はありません。

なお、個人番号(マイナンバー)欄が空欄となっている場合や申告済みの個人番

号（マイナンバー）に変更が生じた方は、当組合に個人番号（マイナンバー）を申告いただく必要がありますので、「変更あり」に該当します。扶養親族等申告書の¹の「変更あり」に斜線を引いて、申告する該当事項をすべて記入して提出してください。

※ 勤務先で所得控除を受ける等の理由により、令和8年分の年金からは所得控除を受けないとする場合は、扶養親族等申告書の当共済組合への提出は不要です。

＜個人番号（マイナンバー）に変更が生じた場合＞

氏 名		続 柄	扶養区分	生年月日	住 所	障 害 の 状 況			所得見積額等			
共 済 一 花		配偶者	1 源泉控除対象配偶者等 (含：老人控除対象配偶者)	大 昭 平	〇を付けてください	手帳の種類	等級など	区分	該当の箇所に〇または金額を記入してください。			
				28. 1. 1	0 同居				1 身体障害者	年金収入のみの方	収入が左記以外の方	
				老人	1 別居(国内)	2 精神障害者		1 普通障害	65歳未満で 年金額が118万円以下	所得見積額を記入 収入がない場合は〇を記入 _____万円		
				組合使用欄	1 別居(国外)	3 その他		2 特別障害	65歳以上で 年金額が168万円以下	退職所得がある方は、上記金額 から退職所得を除いた金額を記 入してください。 _____万円		
個人番号 (マイナンバー)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

問6 「変更なし」に該当しますが、誤って扶養親族等を記入してしまいました。どうしたらよいですか。

答 誤って記入したところを二重線で消してください。
なお、訂正印は不要です。

問7 扶養していた母が今年の6月に亡くなりましたが、今回の扶養親族等申告書はどのように記入すればよいですか。

答 受給者本人の基礎的控除のみになる場合と、他の控除を引き続き受ける場合で異なります。

●受給者本人の基礎的控除のみになる場合（本人に障害がなく、寡婦に非該当で他に扶養親族がいない場合）
→申告書の提出は不要です。提出されないことで、お母様は控除対象から外れます（取消の申告は不要です）。

●受給者本人に障害がある、他の扶養親族がいる等で控除を受ける場合
→昨年と申告内容が変わりますので、扶養親族等申告書の¹の「変更あり」に斜線を引いて、申告する該当事項をすべて記入して提出してください。

例えば、扶養親族が妻と母であったが、母が亡くなり妻のみ申告する場合、次のように記入してください。

- ・扶養親族等申告書の[1]の「変更あり」に斜線を引いて、扶養親族等申告書の[6]「源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者」欄に、妻について必要事項を記入。
- ・その一行下の[7]「源泉控除対象親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）」欄には、何も記入しない。
- ・[7]の「氏名」欄に母の氏名が印字され、母の「個人番号（マイナンバー）」欄に「*****申告済*****」の表示がある場合には、二重線で消す。
- ・その他の申告する事項は、すべて記入して提出。

※ 「源泉控除対象親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）」欄に氏名等の記入がないことをもって、申告する扶養親族がないものと判断します。

○ 基本的な質問

問 8 扶養親族等申告書とは、どのような手続の書類ですか。

答 老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」に当たることから、課税対象となります。

扶養親族等申告書は、当共済組合がお支払いする年金から所得税を計算するうえで、所得控除（基礎的控除（本人分）、配偶者控除、扶養控除等）を受けるためには、必ず提出していただく書類です。

問 9 扶養親族等申告書の送付対象者は、どのような方ですか。

答 老齢または退職を支給事由とする年金を受給されている方のうち、支給年金額が次の表の金額以上に該当する方です。

老齢基礎年金の受給有無	令和 8 年分以降	令和 7 年分以前
「受給有り」の方	1 2 7 万円	8 0 万円
「受給無し」の方	2 0 5 万円	1 5 8 万円

なお、以下に該当する方は、扶養親族等申告書を送付していません。

- 1 遺族（共済）年金受給権のある方……非課税
 - 2 障害（共済）年金受給権のある方……非課税
 - 3 退職（共済）年金受給権のある方のうち、源泉徴収の対象外となる次の方
 - (1) 退職共済年金の受給者の方で、支給年金額が 1 2 7 万円未満の方
 - (2) 老齢厚生年金の受給者の方で、支給年金額が 1 2 7 万円未満の方
 - (3) 老齢基礎年金が支給されない旧共済法等の退職年金・減額退職年金の受給者の方で、支給年金額が 2 0 5 万円未満の方
- ※ 上記の支給年金額は、扶養親族等申告書の送付準備の都合上、令和 7 年 9 月 1 1 日時点のデータにより判断しています。
- (4) 国外居住者の方

問10 この扶養親族等申告書を提出しても、確定申告は必要ですか。

答 年金は、所得税法上「雑所得」に当たるので、所得税の源泉徴収は行いますが、年末調整は行いませんので、共済組合は税金の確定は行うことができません。そのため、確定申告を行うことが原則ですが、「公的年金等の収入が400万円以下」かつ「公的年金以外の所得が20万円以下」の場合は、所得税法上は、確定申告は不要とされています。

なお、確定申告が不要となる場合であっても、公的年金以外の所得がある場合には、住民税に係る申告（住民税の算定の基となる所得金額を申告するもの）が必要となる場合があります。

また、医療費控除、社会保険料控除などの各種控除を受ける場合には、確定申告を行う必要があります。

詳細については、所得税の確定申告に関しては最寄りの税務署に、また、住民税に係る申告に関してはお住まいの市区町村に確認してください。

◇ 確定申告が必要な方

- ① 年の途中で、扶養親族等の人数が死亡以外で増減するなど申告した扶養親族等申告書の内容に変更が生じた方
- ② 年金以外の収入（給与等）がある方、公的年金等の収入が400万円を超える方
- ③ 生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除等を受ける方

◇ 確定申告が不要の方

年金以外の収入がなく（公的年金以外の所得20万円以下）、公的年金等収入が400万円以下であり、上記③の各種控除を受けない方

問11 私の扶養親族等は、昨年と変わらないのですが、あらかじめ「変更あり」に線を印字してあるのはなぜですか。

答 当共済組合に対して「扶養親族等申告書」を初めて提出される方または当共済組合に令和7年分の同申告書を提出されていない方には、あらかじめ「変更あり」に斜線を印字して送付しています。

◇ 「変更あり」に斜線を印字しているケース

- ・ 令和7年分の扶養親族等申告書が未提出の場合
（本人の基礎控除のみのため、令和7年分を提出していない場合も含みます。）

- ・ 支給年金額が増額し、令和8年分から課税対象となった場合（「問9」参照）

問12 扶養親族等申告書の1「令和7年の扶養親族等の内訳」欄が全て「*」で印字されているのはなぜですか。

答 令和7年分の扶養親族等申告書が提出されていない場合または昨年において支給年金額が基準額以下で源泉徴収不要者であった場合は、扶養親族等の登録がありませんので、全て「*」で印字しています。

※ 「令和7年の扶養親族等の内訳」欄が全て「*」で印字している方は、あらかじめ「変更あり」に斜線を引いた用紙を送付しています。これは、現時点で当共済組合には扶養親族等の登録がありませんので、該当者が扶養親族等申告書を提出する場合、当共済組合での扶養親族等の登録内容が必ず「変更あり」の扱いになるからです。令和8年分の扶養親族等申告書を提出する場合には、申告する該当事項をすべて記入する必要があります。

問13 扶養親族等申告書の1「令和7年の扶養親族等の内訳」欄の控除対象配偶者が「2」と印字されているのはなぜですか。

答 配偶者が70歳以上で、年間所得見積額が48万円(令和8年分以降は58万円)以下の場合、「老人控除対象配偶者」に該当するため、事務処理の都合上、「2」と印字しています（この数字は人数を表しているものではありません。）。なお、老人控除対象配偶者の方については、控除対象配偶者欄が「2」と印字されますので、「老人」欄には印字がされません（「老人」欄には、配偶者を除く70歳以上の「源泉控除対象親族」の方がいればその人数が記載されます。）。

問14 今回申告した内容を、確認することはできますか。

答 このたびの一斉調査で、多数の方々（約20万人）の扶養親族等申告書を順不同に処理しているため、処理期間中はあなた様の分を探し出して確認することは出来かねます。

申告内容の確認がシステムで可能となるのは、12月22日（月）以降です。

問15 配偶者は72歳ですが、扶養親族等申告書の¹「令和7年の扶養親族等の内訳」欄の控除対象配偶者が「1」と印字されています。なぜですか。

答 配偶者が70歳以上で年間所得が58万円以下の場合、老人控除対象配偶者となるため、正しくは控除対象配偶者欄を「2」として登録する必要があります。

考えられる事としては、配偶者が70歳になる年分の扶養親族等申告書を提出する際に、「変更あり」で老人控除対象配偶者に該当する旨を申告するべきところ、前年分から「変更なし」として申告されたため、「1」のままになっていると考えられます。

令和8年分については、受給者本人の年間所得見積額が900万円以下で配偶者の年間所得見積額が58万円以下の老人控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等申告書の¹の「変更あり」に斜線を引いて、申告する該当事項をすべて記入して提出してください。

問16 提出期限に間に合わないときは、どのようにすればよいですか。

答 随時、扶養親族等申告書を受け付けておりますので、すみやかに提出してください。

ただし、委託先への速達でのご提出はご遠慮願います。速達で送付いただいても到着期日に大幅な違いはないこと、提出期限は余裕を持って設定していること、及び定例郵便物の定期配達以外で郵便局員が来訪することにより対応が煩雑になること等の理由からです。

なお、令和8年分として最初の年金支給（令和8年2月期）に申告内容の変更を反映させるためには、令和7年12月19日（金）までに到着する必要があります。

その後、申告内容に変更があった場合は、確定申告で所得税の精算をしてください。

○ 扶養親族等申告書の記入について

問17 扶養親族等申告書を提出した後に申告内容に変更があった場合は、どのようにすればよいですか。

答 提出後に申告内容に変更があった場合は、ご連絡いただければ再度「令和8年分扶養親族等申告書」を送付します。年金関係様式の送付自動サービスにて送付しますので、専用ダイヤル（電話 03-3261-9850）におかけになり、自動音声のガイダンスに従って操作してください。

令和8年分として最初の年金支給（令和8年2月期）に申告内容の変更を反映させるためには、令和7年12月19日（金）までに到着する必要があります。

その後、申告内容に変更があった場合は、確定申告で所得税の精算をしてください。

なお、年の途中で扶養親族の方が死亡された場合でも、死亡された年については所得控除を受けることができますので、変更する必要はありません。

問18 扶養親族等申告書の提出を取り下げたい（未提出扱いにする）のですが、どのようにすればよいですか。

答 はがきまたは封書に、年金証書記号番号、氏名、令和8年分の扶養親族等申告書の提出を取り下げる旨を記入し、当共済組合の年金相談課調査係（〒102-8601 東京都千代田区平河町2-4-9）に送付してください。所得税額に影響するものですので、お電話でのご連絡には応じかねますので、ご了承ください。

当共済組合に扶養親族等申告書の提出を取り下げる旨のはがきまたは封書が届きましたら、対応可能な直近の年金の支給期より、年金の支給額から公的年金等控除額を含む基礎的控除額を控除した上で、5.105%の所得税を源泉徴収して年金をお支払いすることとなります。

問19 受給者が高齢のため、長男が代筆してもよいでしょうか。また、その旨を記載する必要はありますか。

答 代筆されても差し支えありません。扶養親族等申告書の表面の[2]に代筆者の氏名等を記入してください。

問20 「提出年月日」には、いつの日付を記入すればいいですか。

答 提出予定日を記入してください。記入された日でも差支えありません。

問21 配偶者と母を扶養しています。令和7年分の申告内容欄には、源泉控除対象配偶者欄と老人控除対象扶養親族欄にそれぞれ「1」と印字されています。ところが、申告書の[6]源泉控除対象配偶者欄に妻の名前は印字されていますが、[7]源泉控除対象親族の欄に母の名前が印字されていません。
名前が印字されていないのはなぜでしょうか。印字されるようにするにはどうしたらいいのでしょうか。

答 令和7年分の申告内容欄にそれぞれ「1」が印字されていれば、お2人の控除を受けられていますので、税金の計算に支障は生じていません。

扶養親族の氏名の印字がされていないのは、個人番号（マイナンバー）が登録されていないためです。令和8年分に申告内容の変更がなくても、申告用紙の[1]「変更あり」に斜線を引き、[2]～[8]の該当欄の予め印字されている箇所以外、すべて記載して提出してください。

＜問21 控除対象配偶者のみ印字されており、扶養親族の印字がない場合の記入例＞

1	変更なし 	変更あり 
---	--	--

[1]「変更あり」に斜線を引く

2	キヨウサイ タロウ	男	生年月日	明・末・昭 33年 6月 10日	配偶者 有無	有・無
氏名	共済 太郎	女	代筆者 氏名等	(続柄)		
住所	〒102-8601 TEL(03)3261-9842 東京都千代田区平河町2-4-9					

[2]欄に氏名、住所等を記入する。

6 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者													
氏 名		続 柄	扶養区分	生年月日	住所 ○を付けてください	障 害 の 状 況			所得見積額等 該当の箇所には○または金額を記入してください。				
						手帳の種類	等級など	区分	年金収入のみの方	収入が左記以外の方			
共済 一花		配偶者	1 源泉控除対象配偶者等 (含：老人控除対象配偶者)	大 昭 平 28. 1. 1 (老)	0 同居	1 身体障害者		1 普通障害	65歳未満で 年金額が118万円以下	所得見積額を記入 収入がない場合は記入不要			
個人番号 (マイナンバー)					1 別居(国内)	2 精神障害者		2 特別障害	65歳以上で 年金額が168万円以下	退職所得がある方は、上記金額から退職所得を除いた金額を記入してください。			
					別居(国外)	3 その他							

7 源泉控除対象親族(16歳以上) または 扶養親族(16歳未満) ※5人目以降の源泉控除対象親族等については、裏面に記載してください。													
氏 名		続 柄	扶養区分	生年月日	住所 ○を付けてください	障 害 の 状 況			所得見積額 【所得＝収入－控除額】				
						手帳の種類	等級など	区分	年金				
共済 きく		2 子 3 父母 4 孫	2 源泉控除対象親族(16歳以上)	大 昭 平 8. 2. 2 (老)	0 同居	1 身体障害者		1 普通障害	給与	※所得金額に退職所得が含まれている場合のみ、退職所得を除いた金額を記入してください。 (退職所得がない場合は記入不要)			
個人番号 (マイナンバー)					1 別居(国内)	2 精神障害者	8	2 特別障害	万円				
					別居(国外)	3 その他			万円				

6 欄の印字されていない箇所のうち、該当箇所を記入する。

7 欄に源泉控除対象親族等について申告する内容を記入する。

(更問) 父を扶養しています。7源泉控除対象親族欄に父の名前が印字されていますが、漢字が誤っています。訂正するにはどのように記入すればいいのでしょうか。

答 申し訳ありません。改めて登録いたします。お手数ですが申告内容の変更がなくても、申告用紙の1「変更あり」に斜線を引き、2～8の該当欄のすべてに記入してください。加えて、印字されている氏名の誤っている箇所と、正しい氏名をわかるように記入し、提出してください。

<漢字氏名を修正する場合の記入例>

1	変更なし		変更あり	
---	------	--	------	--

1「変更あり」に斜線を引く

2	共済 知ウ	男	生年月日	明・大・昭	配偶者 有無	有・無
氏 名	共済 太郎	女	代筆者 氏名等	(続柄)		
住 所	〒102-8601 TEL(03)3261-9842 東京都千代田区平河町2-4-9					

2 欄に氏名、住所等を記入する。

7 源泉控除対象親族(16歳以上) または 扶養親族(16歳未満) ※5人目以降の源泉控除対象親族等については、裏面に記載してください。													
氏 名		続 柄	扶養区分	生年月日	住所 ○を付けてください	障 害 の 状 況			所得見 【所得＝収入				
						手帳の種類	等級など	区分	年金				
共済 二郎		2 子 3 父母 4 孫	2 源泉控除対象親族(16歳以上)	大 昭 平 8. 2. 2 (老)	0 同居	1 身体障害者		1 普通障害	給与	※所得金額に退職所得が含まれている場合のみ、退職所得を除いた金額を記入してください。 (退職所得がない場合は記入不要)			
個人番号 (マイナンバー)					1 別居(国内)	2 精神障害者	8	2 特別障害	万円				
					別居(国外)	3 その他			万円				

7 欄に印字されている漢字氏名の誤っている部分がわかるように記入する。
源泉控除対象親族等について申告する内容を記入する。

○ 控除対象となる配偶者の要件について

問22 令和7年の税制改正により、控除対象となる配偶者の要件はどのように変更となったのですか。

答 令和6年分までは、受給者本人の年間所得見積額が900万円以下の方の場合、受給者本人と生計を一にする配偶者（※）の年間所得見積額が95万円以下であれば、控除対象配偶者（年間所得見積額が48万円以下の配偶者の年齢が70歳以上の場合は老人控除対象配偶者）に該当しました。

令和7年分からは老人控除対象配偶者の所得額の要件が10万円引き上げとなり、70歳以上で年間所得見積額が58万円以下の配偶者は老人控除対象配偶者に該当します。

※ 青色事業専従者として給与の支払いを受ける方および白色事業専従者を除きます。

○ 源泉控除対象親族等について

問23 私の年間所得見積額は900万円以下であり、私の妻は62歳で、パートの収入が年額200万円程です。また、90歳になる母は遺族年金を160万円程受給しておりますが、どちらも源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族となりますか。

答 源泉控除対象配偶者とは、生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払いを受ける方及び白色事業専従者を除く。）で、年間の所得の見積額が95万円以下の方をいいます。

あなたの配偶者は、給与の年収200万円から給与所得控除額65万円を控除すると135万円となり、所得の要件から外れますので、源泉控除対象配偶者とはなりません。

お母様の場合は、受給している遺族年金が非課税所得であり、また、年齢が70歳以上ですので、お母様が下記の（1）から（4）の要件に該当している場合は、源泉控除対象親族のうちの老人控除対象扶養親族となります。

※ 源泉控除対象親族とは、その年の１２月３１日の現況で、次の４つの要件のすべてに当てはまる人です。

- (1) 配偶者以外の１６歳以上の親族（６親等内の血族及び３親等内の姻族をいいます。）、児童福祉法の規定により都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）または老人福祉法の規定により市町村長から養護を委託された老人（いわゆる養護老人）であること。
- (2) 納税者と生計を一にしていること。
- (3) 年間の所得見積額が５８万円以下であること（１９歳以上２３歳未満の方は８５万円以下）。
- (4) 原則として、青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと。

◇年間所得見積額が５８万円以下となる場合

- ・ 給与年収は、１２３万円以下の者
- ・ 公的年金の収入額は、６５歳未満なら１１８万円以下の者
６５歳以上なら１６８万円以下の者
- ・ 遺族及び障害を給付事由とする年金は、非課税所得

※ 上記の例は、いずれも他の所得が無いことを前提にしています。

※ 公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済年金、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

なお、生命保険契約や生命共済契約に基づく年金、互助年金などは公的年金等には該当しません。

問24 源泉控除対象配偶者に年金以外の所得がある場合、「所得見積額等」の欄は、どのように記入すればよいですか。

また、「退職所得を除いた金額」を記載する欄が設けられていますが、これはどのような意味があるのでしょうか。

答 ご自分で所得見積額（※）を計算し、所得見積額を記入してください。収入額をそのまま記入すると控除対象外と判断される場合がありますのでご注意ください。

所得の種類によって、次のように記入してください（配偶者の場合）

◇所得が年金のみの場合

所得の種類が年金のみ場合

○65歳未満で年金額が118万円以下の方

○65歳以上で年金額が168万円以下の方

上記に該当する方は該当する方に○を付けてください。

上記に該当しない方は、手引き8頁を参照して所得見積額を記入してください。複

数の公的年金を受給している場合は、年金の合計額から所得見積額を計算し、その額を記入してください。年金収入がない場合は、「０」円と記入してください。

◇所得が年金のみ以外の場合

手引きの８頁を参照して所得金額を計算し、「所得見積額」を記入してください。

◇所得がない場合または計算した結果年間所得見積額が０円の場合

「０」円と記入してください。

令和８年中の所得の見積額が９５万円以下の場合は、所得税法上の源泉控除対象配偶者に該当しますが、所得見積額が５８万円から９５万円以下の源泉控除対象配偶者について、市区町村へ報告することが義務付けられています。

また、令和８年に退職所得を受ける見込みのある配偶者・扶養親族がいる場合、当該退職所得を除いた合計所得見積額を用いて個人住民税の計算（公的年金等控除額を算出するために用いる合計所得金額の計算）を行うこととなっているため、扶養親族等申告書で「退職所得を除いた金額」の記載欄を設け、その情報を市区町村へ報告することとなっています。

なお、個人住民税の計算については、お住まいの市区町村へお尋ねください。

（※）所得の見積額とは、各種の収入合計額からそれぞれに必要な経費、給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いた、その年に得られる所得金額をいいます。

<参考事例> 年金と給与収入がある場合の年間所得見積額の計算方法

問 ６４歳の妻が、老齢厚生年金（年額８０万円）を受給していますが、ほかに給与収入（年額９０万円）もあります。妻を私の年金の源泉控除対象配偶者として申告することができますか。

答 年間所得見積額が９５万円以下であれば、源泉控除対象配偶者として申告できます。年間所得見積額は、年金の年間収入金額から公的年金等控除額を差し引いた額と給与の年間収入金額から給与所得控除額を差し引いた額を合算して計算します。

なお、公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が１０万円を超える場合には、所得金額調整控除額（年金所得額（１０万円を超える場合には１０万円）＋給与所得控除後の給与等の額（１０万円を超える場合には１０万円）－１０万円）があり、給与所得から控除されます。

年金 ８０万円（年金の年間収入金額）－６０万円（公的年金等控除額）＝２０万円

給与 ９０万円（給与の年間収入金額）－６５万円（給与所得控除額）＝２５万円

所得金額調整控除額 １０万円（年金所得額）＋１０万円（給与所得）－１０万円
＝１０万円

年間所得見積額 ２０万円＋２５万円－１０万円＝３５万円

以上の計算から、年間所得見積額が９５万円以下となるため、源泉控除対象配偶者として申告することができます。

○ 公的年金等控除額

65歳未満の方（昭和37年1月2日以後に生れた方）

公的年金等の収入金額	控 除 額
130万円以下	60万円
130万円超 410万円以下	収入金額×25%+27万5千円
410万円超 770万円以下	収入金額×15%+68万5千円
770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%+145万5千円

65歳以上の方（昭和37年1月1日以前に生れた方）

公的年金等の収入金額	控 除 額
330万円以下	110万円
330万円超 410万円以下	収入金額×25%+27万5千円
410万円超 770万円以下	収入金額×15%+68万5千円
770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%+145万5千円

○ 給与所得控除額

給与の収入金額	控 除 額
190万円以下	65万円

※配偶者の給与収入が160万円より多い見込の場合は、年金からは控除対象配偶者としての控除を受けることができません。

※配偶者以外の扶養親族の給与収入が123万円（19歳以上23歳未満の方は150万円）より多い見込みの場合は、年金からは源泉控除対象親族としての控除は受けることができません。

（更問） 源泉控除対象配偶者の令和7年の所得見積額は68万円（給与のみ）でした。令和8年は72万円（給与のみ）となる見込みです。引き続き源泉控除対象配偶者となりますので、扶養親族等申告書は「変更なし」として提出してよいですか。

答 年間所得見積額に変更がありますので、「変更あり」に斜線をひき、予め印字してある箇所以外の申告する箇所を全て記入して提出してください。また、源泉控除対象配偶者の年間所得見積額の記入欄には、「72」と記入してください。

6 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者													
氏 名				続 柄	扶養区分	生年月日	住所 ○を付けてください	障 害 の 状 況			所得見積額等 該当の箇所に○または金額を記入してください。		
								手帳の種類	等級など	区分	年金収入のみの方	収入が左記以外の方	
共 済 一 花				配偶者	1 源泉控除対象配偶者等 (含：老人控除対象配偶者)	大 昭 平	0 (同居)	1 身体障害者		1 普通障害	65歳未満で 年金額が118万円以下	所得見積額を記入 収入がない場合は0を記入 <u>72</u> 万円	
						38. 1. 1					1 別居(国内)	2 精神障害者	2 特別障害
個人番号 (マイナンバー)						老人	1 別居(国外)	3 その他					
*	*	*	*	*	申 告 済	*	*	*	*	*	*	*	

問25 夫婦で年金を受けています。この度、夫婦それぞれに扶養親族等申告書を送付されてきましたが、このとき子をそれぞれの扶養控除の対象とすることはできますか。

答 お子様は、どちらか一方のみの扶養控除の対象となります。
ご夫婦それぞれの扶養控除の対象とすることはできません。
お子様を一方の親が提出する扶養親族等申告書で扶養控除の対象として申告し、扶養控除の対象としない親が提出する扶養親族等申告書の[8]の「摘要」欄にお子様の情報を記入してください。

問26 大学生の子を扶養していますが、来春に就職する予定です。どのように申告すればよいですか。

答 現時点では、源泉控除対象親族として申告することができます。
お子様が就職されましたら、お子様を源泉控除対象親族から除く必要がありますので、改めて扶養親族等申告書をご提出いただくことになります。
用紙を送付しますので、年金関係様式の送付自動受付サービスの専用ダイヤル（電話：03-3261-9850）におかけになり、自動音声のガイダンスに従って操作してください。

○ 障害者控除について

問27 扶養親族の子が障害基礎年金を受け取っていますが、障害者手帳はなく、市からの認定書などありません。障害者控除は申告できますか。

答 障害基礎年金を受給しているだけでは、障害者としての申告はできません。障害者手帳の交付などを受ける必要があります。

問28 介護保険法の要介護認定を受けましたが、障害者控除の適用を受けることはできますか（パーキンソン病に該当しますが、障害者控除の適用を受けることはできますか。）。

答 介護保険法の要介護認定を受けているだけでは、障害者控除を受けることができません（また、パーキンソン病だけでは、障害者控除の適用を受けることができません。）。

65歳以上の方で、市区町村から障害者控除の認定書を受けている場合は、障害者控除を受けることができますので、市役所等に相談してください（手引き6頁障害者控除の説明⑧参照）。

障害者控除の認定書の交付を受けている場合は、「等級」欄に「⑧」と記入し、認定書に記載されている特別または普通の区分を○で囲み、**8** 摘要欄に該当する方の氏名と認定年月日を記入してください。

<記入例>

3	手帳の種類	等級など	区 分
本人障害	1 身体障害者	⑧	1 普通障害
	2 精神障害者		2 特別障害
	3 その他		

8 摘要欄【（1）手帳等の交付年月日（2）別居(国内)の扶養親族等（3）別居(国外)の扶養親族等（4）他の所得者が控除を受ける扶養親族等】

共済 二郎 令和7年1月31日

※ 障害者控除認定書は、お住まいの市区町村で発行を受けられますので、詳しくは市区町村の福祉事務所窓口にお問い合わせください。

問29 特定医療費（指定難病）受給者証を持っています。障害者控除の適用を受けることはできますか。

答 特定医療費（指定難病）受給者証が発行されているだけでは、障害者控除を受けることはできません。

問30 成年被後見人は、所得税法上、特別障害者として障害者控除を受けることが出来ますか。

答 特別障害者として障害者控除を受けることができます。

所得税法上、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者」は特別障害者に該当します。

成年被後見人の精神の状況について（民法第7条）、同一の用語を用いていることから、所得税法上も、成年被後見人は「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」に該当し、障害者控除の対象となる特別障害者に該当します。

○ 寡婦（ひとり親）控除について

問31 私には会社に勤めている子がおり、子の年間所得見積額は300万円です。令和7年8月に妻が亡くなりましたが、私は所得税法上のひとり親控除に該当しますか。

答 所得税法上のひとり親控除には該当しません。

ひとり親控除は、「生計を一にする子」または「扶養親族等である子」がいる場合に限られています。あなたのお子様は、会社に勤めており、年間所得見積額が58万円を超えているため、「生計を一にする子」または「扶養親族等である子」には該当しません。

しかしながら、例えば当該子が会社を退職し、その際に退職所得を受給する予定となり、当該退職所得を除くと年間所得見積額が58万円以下となる場合は、所得税法上の控除対象にはなりません。地方税（個人住民税）の控除対象となりますので、扶養親族等申告書の5寡婦・ひとり親欄の下段、地方税（個人住民税）控除のみの「ひとり親控除」に○を付してください。

【ひとり親控除】

配偶者と死別・離婚等した方のうち、年間所得見積額が58万円以下の子（生徒・学生・事情があって働けない方・定年退職後年金を受給する前の方など。年齢に制限はありません。）がいる方に対し、所得税を控除するものです。

【寡婦控除】

一部（※）を除き、扶養親族がいなくても対象になり得ますので、多くの方が寡婦控除に該当するものと考えられます。

※ 離婚して夫がいない方、または、年間所得見積額が500万円以上の方で、扶養親族等がいない方

○寡婦（ひとり親）控除の対象区分

受給者の 年間所得 見積額	受給者の 性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係	区分
500万円 以下	女性	子以外の 扶養親族あり	死別・離婚 生死不明	寡婦
		扶養親族なし	死別・生死不明	寡婦
		子あり	死別・離婚 生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	男性	子あり	死別・離婚 生死不明 婚姻歴なし	ひとり親

※受給者の年間所得見積額が500万円を超える場合は、対象となりません。
※子の年齢に制限はありません。

問32 受給者である私は、夫と死別後その事業を引継ぎ、子を青色事業専従者（フリーまたは個人事業主の親族従業員（年間所得見積額は58万円以下））としています。私の本年分の年間所得見積額は600万円ですが、寡婦控除またはひとり親控除に該当しますか。

なお、私にはこの子以外の子及び扶養親族はおりません。また、子は独身で他の人の源泉控除対象親族になっておりません。

答 年間所得見積額は600万円とのことですので、寡婦控除またはひとり親控除には該当しません。

寡婦控除に該当する方は、令和8年中の年間所得見積額が500万円以下の方で、次の要件のいずれかにあてはまる方をいいます。

- 夫と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、子以外の扶養親族がいる方。
- 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方（この場合は、扶養親族等がいるまたはいないなどの要件は必要ありません）。

また、ひとり親控除に該当する方は、令和8年中の年間所得見積額が500万円以下の方のうち、次の要件をすべて満たす方をいいます。

- 配偶者と死別または離婚した後婚姻をしていない方や、配偶者の生死が明らかでない方、未婚のひとり親
- 扶養親族である子または生計を同じくする子（他の人の控除対象配偶者または扶養親族となっていない方に限ります）がいる方

※ 青色事業専従者として給与を支払われている者や白色事業専従者である場合、扶養親族には該当しませんので、あなたの場合、お子様は扶養親族には該当ませんが、生計を同じくする子には該当します。

○ 個人番号（マイナンバー）関係について

問33 扶養親族等申告書に記入する個人番号（マイナンバー）は、どのように確認すればよいですか。

答 お住まいの市区町村から「個人番号カード」を受けた方は、当該カードの裏面に個人番号（マイナンバー。12桁の数字）が記載されていますので、その番号を記入してください。

また、平成27年10月中旬以降にお住まいの市区町村から送付された個人番号（マイナンバー）の「通知カード」の表面の上部も個人番号（マイナンバー。12桁の数字）が記載されています。

なお、お手元に「個人番号カード」または「通知カード」がなく、個人番号の確認ができない場合は、「個人番号が記載された住民票の写し」を取得いただくことにより、個人番号の確認が可能です。

（個人番号カードの見本）



この12桁の番号を申告書に記入する。

裏面

（通知カードの見本）



この12桁の番号を申告書に記入する。

【おもて面】

問34 個人番号（マイナンバー）を記入しないで提出した場合はどうなるのですか。

答 個人番号（マイナンバー）を記入していただけなかった場合でも、その記入がないことをもって、当該扶養親族申告書を受け付けないということはありません。また、個人番号（マイナンバー）の記入がない場合であっても提出された内容に従った所得税額の計算を行います。

しかし、扶養親族等の個人番号（マイナンバー）は、所得税法等の法令で定められた扶養親族等申告書の記載事項であるため、記入をお願いします。

○ その他

問35 令和7年分の源泉徴収票はいつ発送されますか。

答 令和8年1月中旬に発送する予定です。

問36 毎年扶養親族等申告書を提出していましたが、今年は申告書が届いていません。なぜですか。

答 令和7年の税制改正により、年金から所得税の源泉徴収を行う支給年金額が引き上げられました。

<源泉徴収を行う支給年金額>

老齢基礎年金の受給有無	令和8年分以降	令和7年分以前
「受給有り」の方	127万円	80万円
「受給無し」の方	205万円	158万円

あなたの場合、この改正により扶養親族等申告書の送付対象者ではなくなったため、申告書はお送りしていません。

※ 新たに申告書の送付対象外となった方には、別途お知らせを送付しています。

問37 令和7年の税制改正について教えてください。

答 令和7年の税制改正では、おおきく3点の変更点があります。

①	基礎的控除額の見直し	所得税が安くなります
②	控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の所得要件を48万円以下から58万円以下に10万円引上げ	控除対象となる方が増えます
③	19歳以上23歳未満の親族で、年間見積所得が58万円以上123万円以下の方を控除対象に（特定親族控除）	控除対象となる方が増えます

このうち、①について、12月の年金支給時に、「改正後の計算による源泉徴収税

額」と「改正前の計算による令和7年10月までの源泉徴収税額」との差額を精算（還付）します。

②及び③で新たに控除対象となる方がいらっしゃる場合は、確定申告で精算することとなります。

また、令和8年分の扶養親族等申告書には、②に該当する方及び③のうち年間見積所得が85万円以下の方を記入することで、控除を受けることができます。

（更問）扶養している36歳の子の令和7年分の所得額が53万円になりそうです。税制改正により控除対象扶養親族に該当すると思うのですが、手続きはどのように行えばよいですか。

答 共済組合での手続きはできませんので、来年2月中旬から3月中旬にかけて行う確定申告において、控除対象配偶者の申告を行ってください。

（更問）令和7年分の扶養親族等申告書の申告内容が間違っていた場合、税制改正に伴う還付額に影響はありますか。

答 このたびの税制改正では、受給者本人分の基礎的控除額が引き上げられました。したがって、申告書の内容（人的控除）が実態と異なっていることによる影響額はなく、質問のような場合には、確定申告によって人的控除分を精算していただくこととなりますので、お近くの税務署にて手続きをして下さい。

問38 現時点での還付予定額を教えてください。

答 令和7年12月に送付する年金支払通知書に金額を記載しますので、そちらでご確認ください。

問39 手引きに源泉所得税額の計算方法が載っていないので、源泉所得税額の計算方法を教えてください。

答 お送りした手引きの紙面の都合上、源泉所得税額の計算方法を載せることができませんでした。

源泉所得税額の計算方法は次のとおりです。

- 「扶養親族等申告書」を提出した方

$$\text{徴収税額} = (\text{年金の支給額} - \text{控除額}) \times 5\% \times 102.1\% \text{ (※)}$$

$$\text{控除額} = (\text{下記表の基礎的控除額} + \text{人的控除額}) \times \text{支給月数}$$

＊ 老齢基礎年金を受給している場合の控除額は、上記の控除額から月額 47,500 円が減額されます。

- 「扶養親族等申告書」を提出していない方

$$\text{徴収税額} = (\text{年金の支給額} - \text{控除額}) \times 5\% \times 102.1\% \text{ (※)}$$

$$\text{控除額} = (\text{下記表の基礎的控除額}) \times \text{支給月数}$$

＊ 老齢基礎年金を受給している場合の控除額は、上記の控除額から月額 47,500 円が減額されます。

※ 東日本大震災の復興のための特別措置として、所得税の額の 2.1% 相当額の復興特別所得税を、所得税と併せて源泉徴収することとされています。
そのため、税率は $5\% \times 102.1\% = 5.105\%$ となります。

控除の種類			控除額（月額）
基礎的控除額	65歳以上	242 万円以下 (2 階部分のみの場合は 163 万円以下)	年金の月割額 $\times 25\% + 105,000$ 円 (175,000 円未満の場合は 175,000 円)
		242 万円超 (2 階部分のみの場合は 163 万円超)	年金の月割額 $\times 25\% + 100,000$ 円 (165,000 円未満の場合は 165,000 円)
	65歳未満	213 万円以下	年金の月割額 $\times 25\% + 105,000$ 円 (130,000 円未満の場合は 130,000 円)
		213 万円超	年金の月割額 $\times 25\% + 100,000$ 円 (125,000 円未満の場合は 125,000 円)
人的控除額	源泉控除対象配偶者		32,500 円
	老人控除対象配偶者		40,000 円
	控除対象扶養親族 (1 人につき)	控除対象扶養親族 (16 歳以上)	32,500 円
		老人扶養親族 (70 歳以上)	40,000 円
		特定扶養親族 (19 歳以上 23 歳未満)	52,500 円
		特定親族 (19 歳以上 23 歳未満かつ、 年間所得見積額が 58 万円超 ～85 万円以下)	52,500 円
	普通障害者		22,500 円

	障害者（１人につき）	特別障害者	35,000 円
		同居特別障害者	62,500 円
	寡婦等	寡婦	22,500 円
		ひとり親	30,000 円

問40 申告用紙が返信用封筒に入りません。

答 申告用紙が返信用封筒に入るように適宜折っていただいて構いません。
返信用封筒のフラップ（糊付けをする部分）を少し広げて封をしていただいても問題ありません。